

山陽小野田市国際交流協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山陽小野田市の国際交流活動及び地域間交流の活性化並びに市民の国際活動意識の向上を図るため、山陽小野田市国際交流協会（以下「協会」という。）が、山陽小野田市国際交流協会補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次の要件のいずれも満たしているものとする。

- (1) 山陽小野田市内に所在地を置き、かつ、活動の基盤を有していること。
- (2) 非営利の団体であること。
- (3) 特定の政治活動、宗教活動等を主たる目的とした団体でないこと。

(補助対象事業の内容)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内で実施され、広く市民が参加できる次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 市民と外国人との交流事業
- (2) 市民の国際交流・国際理解の促進に寄与する事業
- (3) その他、山陽小野田市国際交流協会会長（以下「会長」という。）が地域の国際交流の推進に寄与すると特に認める事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業については補助の対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 特定の企業の宣伝につながるおそれのある事業
- (3) 特定の政治活動又は宗教活動に利用されるおそれのある事業
- (4) 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれのある事業
- (5) その主たる目的が観光、興行等である事業

(補助金の事業区分、補助率、補助限度額及び補助対象外経費等)

第4条 補助金の総額は予算の範囲内とし、補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助対象経費は、事業実施に直接必要な経費とし、事業区分、補助率及び補助限度額は、次のとおりとする。

事業区分	補助率	補助限度額
新規事業	補助対象経費の1/2	30,000円
継続事業	補助対象経費の1/2	15,000円

3 補助対象外経費は、次のとおりとする。

- (1) 団体の運営に充てられる経費
- (2) 事業終了後、個人の持ち物となり得る物品の購入に係る経費
- (3) 外国への渡航費及び外国からの渡航費
- (4) 飲食を伴う経費
- (5) 講師以外の参加者に係る宿泊費及び旅費
- (6) その他趣旨の不明確な経費

(補助金の制限)

第5条 同一の団体への補助は、同一年度につき1事業とする。

2 同一の団体への補助は、原則として3年度連続して行わない。

3 同一の事業について、国、県及び市町村並びに他の団体等から助成を受ける事業への補助は行わない。

(補助金交付の申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体概要書
- (4) その他参考書類

(補助金の交付決定)

第7条 会長は、前条の規定による補助金交付申請書を受理した場合においては、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当と認めるときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更申請及び承認)

第8条 申請者は、補助事業の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認められたものについて変更の承認を行い、変更承認通知書（様式第4号）を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 申請者は、第7条の規定により補助金の交付決定を受けたときは、補助金交付請求書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

(実績報告及び検査)

第10条 申請者は、補助事業完了の日から1月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書及び領収書の写し
- (3) その他参考書類等

2 会長は、必要があると認めるときは、申請者に対し帳簿その他の関係書類を検査することができる。

(交付の取消し及び補助金の返還)

第11条 会長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (4) その他、会長が不相当と認めるとき。

2 会長は、前項の規定により、補助金の交付を取り消した場合において、補助を受けた事業の当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

名 称

代表者 様

山陽小野田市国際交流協会
会長名 ⑩

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請がありました補助金については、下記のとおり決定しましたので、山陽小野田市国際交流協会補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 事業の名称

2 申請補助金額 金 _____ 円

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

名 称

代表者 様

山陽小野田市国際交流協会
会長名 ⑩

変 更 承 認 通 知 書

年 月 日付けで申請があった山陽小野田市国際交流協会補助事業の変更については、下記のとおり承認したので、山陽小野田市国際交流協会補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

(変更前)

(変更後)

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

山陽小野田市国際交流協会

会 長 　　　　　　　　　あて

所在地（住所）

名 称（氏名）

代 表 者

電話番号

⑩

実 績 報 告 書

年 月 日付けで交付決定のあった山陽小野田市国際交流協会補助事業について事業を完了したので、山陽小野田市国際交流協会補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の名称

2 補助金額 金 _____ 円

3 添付書類

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書及び領収書の写し
- (3) その他参考書類等